

## 広報かみのかわ・町ホームページに 広告を掲載しませんか？

町では、「広報かみのかわ」と「町ホームページ」に有料広告を掲載する事業を行っています。企業等のPRやイベントの宣伝などができますので、ぜひご利用ください。

なお、町内に本店又は事業所等を有する場合は、掲載料は半額となります。

- 掲載できる方は…  
企業又は個人事業主等
- 掲載できない広告は…  
法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるものなど。

### 町ホームページ

- アクセス件数(平成25年度実績) Ⅱ  
約400,000件  
(月平均約33,000件)
- 申込締切 Ⅱ  
掲載期間の初日の30日前
- 画像形式 Ⅱ  
GIF又はJPEG
- 広告形態 Ⅱ  
バナー(サイズ:61×154ピクセル・容量8KB以内)
- 掲載料 Ⅱ

- 1か月:10,000円
- 6か月:50,000円
- 12か月:90,000円

### 広報かみのかわ

- 発行部数 Ⅱ  
10,000部(毎月1日)
- 申込締切 Ⅱ  
発行日の40日前
- 掲載位置 Ⅱ  
表紙・裏表紙を除くページの最下段
- 掲載料 Ⅱ

- 1枠(49・4mm×183・4mm)  
1か月:20,000円
- 6か月:100,000円
- 12か月:180,000円
- 半枠(49・4mm×89・9mm)  
1か月:10,000円
- 6か月:50,000円
- 12か月:90,000円

▼問い合わせ先 Ⅱ 企画課

情報広報係

☎ 56 9117

## 3月1日(日)~7日(土)は「子ども予防接種週間」です!!

お子さんの予防接種の受け忘れはありませんか? 4月からの入園・入学に備えて、必要な予防接種をすませ、病気を未然に防ぎましょう。

今回、「子ども予防接種週間」にご協力いただける医療機関は下記のとおりです。

医療機関	電話番号	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)
石川医院	☎ 52 0100	—	●	●	● 午前のみ	●	●	●
小口内科小児科医院	☎ 56 2109	—	○	○	○ 午前のみ	○	○	○
せんば医院	☎ 55 1500	—	○	○	—	○	○	○
やの小児科医院	☎ 56 0280	—	○	○	○	○	○	○ 午前のみ
やまだ脳神経外科 クリニック	☎ 55 1340	—	●	●	●	—	●	● 午後のみ

●=予約要 ○=予約不要

※受診する場合は、事前に医療機関へお問い合わせください。

※3種混合ワクチンは製造中止となったため、医療機関に在庫がない可能性があります。詳しくは、受診する医療機関にお問い合わせください。

▶問い合わせ先=健康課 母子健康係 ☎ 56 9132

## ● 上三川町の児童医療費制度が変わります! ●

平成27年4月から中学校修了(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までのお子さんは現物給付で医療が受けられるようになります。いままで医療機関等の窓口でお支払いいただいていた保険診療分の自己負担金のお支払いがなくなります。ただし、予防接種、容器代、証明料などの保険外診療は支払いが必要です。

	現行	新制度
対象者	出生～中学校修了までの児童	出生～中学校修了までの児童 (変更なし)
助成方法	3歳未満…現物給付(※1) 3歳以上…償還払い(※2)	全対象者…現物給付(※1)
助成できるもの	保険診療分の自己負担金 入院時食事療養費	保険診療分の自己負担金のみ (入院時食事療養費は対象外)
受給資格証(カード)	全対象者…ピンク色	0歳～未就学児…ピンク色 小学生～中学生…ベージュ色

※1 現物給付 医療機関等の窓口で保険が適用される医療費の支払いがない方式  
 ※2 償還払い 医療機関等の窓口で医療費を支払った後に町へ申請して助成を受ける方式

### 改正にむけて準備を進めています!

- 対象者には、平成27年3月下旬に年齢区分に応じた受給資格証(ピンク色またはベージュ色)を送付いたします。
- 現在、ひとり親家庭医療費助成制度(緑色)や重度心身障害者医療費助成制度(灰色)の受給資格証をもつ児童についても、児童医療費助成制度の対象となります。
- お手元にある受給資格証の内容(住所や保険内容等)が現状と異なる方は、町へ内容変更届をご提出ください。

### 助成を受けるには?

- 県内の医療機関等を受診するとき、児童医療費受給資格証(ピンク色またはベージュ色)とお子さんの健康保険証を窓口で提示してください。提示しないときは、現物給付による助成を受けられません。後日町へ申請することにより、助成を受けられます。
- 県外で医療機関等を受診するときは、窓口で保険診療分の金額をお支払いいただき、診療月の翌月から1年以内に申請書で町へ申請してください。
- 平成27年3月までに医療機関等を受診した際の領収書は、従来どおり申請書にて町へ申請してください。

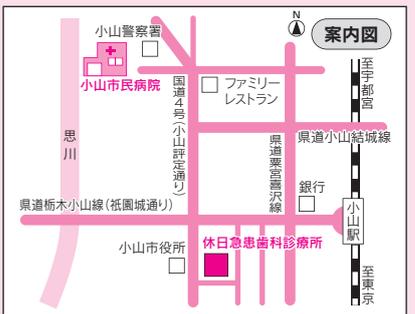
▶ 問い合わせ先 = 福祉課 児童福祉係 ☎ 56 9130

### 小山地区夜間休日急患センター

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。(☎0285-23-6832)

	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～金曜日	内科・小児科	午前10時～午後5時	午後7時～午後10時
土曜日	内科・小児科・外科	午前10時～午後5時	午後7時～午後10時
休日	内科・小児科・外科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

※休日: 日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日から1月3日)



場所 = 小山市若木町1-1-5 (新小山市民病院1階外来北西部)